

日 時：令和7年12月19日（金） 14：00 ～ 15：35

場 所：阪南市役所 3階 全員協議会室

出席者：別添委員名簿のとおり（欠席者：1名）

事務局

- ・阪南市総合計画審議会条例第5条第2項の規定により、本日の会議が成立していることを確認。
- ・会議の公開に関する指針に基づき、審議会は原則公開。また、会議の議事録はホームページにて公開させてもらう。傍聴者は4名。

1. 開会

- ・定刻に開会

2. 議事

会長：

- ・案件1の総合計画中期基本計画として、前回までで議論した基本目標1～6について、章全体を通して意見交換を行い、まとめをさせてもらう。
- ・第3回審議会以後の主な動き等について、事務局から報告をお願いする。

○報告事項

- ・事務局より、【資料0】の概要版に基づき、次の3点について説明。
 - ・(1)これまでの主な動き[参考資料1]
 - ・(2)第3回総計審の主な意見[参考資料2]
 - ・(3)今後の主なスケジュール[参考資料1]

(1) 総合計画中期基本計画について

○総合計画審議会の意見を踏まえた主な見直し点

- ・【資料0】【資料1】に基づき説明。

事務局（企画課）：

- ・黄色表示が見直し箇所になる。
- ・下線は、前期基本計画からの変更箇所となる。

○社会情勢の変化、国・府の動きを踏まえた主な見直し点等 [資料1-1～1-3]

- ・【資料0】に基づき説明。

事務局（企画課）：

- ・児童福祉法の一部改正に対応した、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援する体制の整備に伴い、施策2-2「健康づくりの推進」のこどもに関する内容を施策2-3「子育て支援の充実」に移管した。

(2) 意見交換

会長：

- ・基本計画の基本目標について、前回の意見を踏まえての変更点も含め、1～6章全体について意見交換をしていく。

委員：

- ・75 ページ「4-6. 人権が尊重される社会の形成」の部分において、前回指摘した子どもの権利に関する条例が、「めざす姿」、「現状」、「課題」の各項目に反映・追加されたことについて、非常に良い進展であると感じている。

しかし、『『阪南市子どもの権利に関する条例』の普及・啓発に取り組む必要がある』と記載されているものの、具体的な取組方法や内容が記載されていない点については懸念がある。条例が理念条例であることは理解しているが、理念だけでは実行に移すことは難しいと考える。条例が成立した以上、普及啓発活動を進めることが非常に重要であり、そのためには具体的な取組内容と、それに基づく指標（KPI）の設定が必要である。

行政だけでは十分なりソースをかけることが難しいため、市民団体やNPOと連携し、共に進めていくことが求められる。例えば、私たちの団体では今年11月に「子どもの権利条約」の冊子を独自に作成したが、こうした市民団体の活動は、行政を補完する重要な役割を果たすと考えている。このように、市民の力を借りて一歩ずつ進めていくことが非常に大切であると感じている。

具体的な指標として、「子どもの権利に関する条例を知っている市民の数」をKPIに設定することを提案したい。市民には子どもも大人も含まれる。数値的な指標を設定することで、条例の普及度を評価する基準ができ、進捗状況が明確に見えてくる。これにより、市民や職員がどの程度の普及がなされたのかを認識できるようになると考える。

最後に、具体的な取組内容を記載し、それを実行するための指標を設定することで、子どもの権利に関する条例が実効性を持ち、着実に普及・啓発されていくために重要であると考えている。

事務局（企画課長）：

- ・指摘の点について、前回の会議終了後、担当課で協議を行い、施策4-6における「子どもの権利」に関して、何か記載できないか検討した。その中で、何回かの話し合いを重ねた結果、担当課も理解を示し、資料に示されたとおり、「めざす姿」、「現状」、「課題」といった項目に追記する形となった。

また、取組方針において、何か具体的なアクションやKPIを盛り込むべきではないかという点についても、改めて担当課と意見交換を行った。担当課としても、委員からの意見は理解しているものの、現時点では「理念条例」であるため、具体的な取組方針についてはまだ明確に盛り込むことが難しいという意見であった。そのため、本日の審議会でご指摘の内容は、単なる指摘にとどまらず、具体的な提案として受け止めている。これを持ち帰り、担当課と再度協議を行い、取組方針やKPIについて盛り込めるかどうかを改めて検討する。

委員：

- ・38 ページ「1-4. シティプロモーションの充実」について、取組方針において、市ウェブサイトのアクセス件数や、Instagram、LINE、X（旧 Twitter）、Facebook、YouTube などの市公式 SNS フォロワー数などを指標として設定しているが、例えば SNS のフォロワー数が 1 万人であっても、それは少ないと考える。シティプロモーションの充実を目的とする施策であるならば、この取組方針の書き方では目標達成に向けた増加幅が小さい印象を受ける。目標設定を含め、もう少し見直しが必要ではないか。このままではシティプロモーションは十分に進まないと感じる。意見としてお伝えしておく。

事務局（企画課長）：

- ・シティプロモーションや SNS の活用について、実際に市全体での情報発信の方法があまり得意ではなく、そのため、なかなか成果が上がらないという現状がある。広報誌についても、発行しても読まれないとの意見が届くことがあり、SNS 活用においても、フォロワー数の増加が思うように進んでいないのが実情である。増加具合があまり進んでいない部分もあるが、担当課としては、この状況を踏まえ、人口減少の影響も考慮した上で数値目標を設定した経緯がある。それでも、今後は数値の盛り込みについて再検討する必要があると感じている。本日の審議会でのご指摘を受けて、担当課とも連携し、改めて検討を進めていく。

委員：

- ・資料 1 の中で、93・94 ページに記載されている「5-8. 魅力的な街並みと快適な住環境づくり」の「めざす姿」や「課題」の内容について、少し古い認識があるのではないかと感じている。また、人口減少時代の郊外住宅地のあり方について、以前、もう少し踏み込んだ課題を記載すべきではないかという意見を申し上げたが、今回の資料にはその内容が反映されていない。今後検討するとのことだったが、どういった考えでこのような対応をされたのか、本日が最終確認の場かと思うので、その点を確認させていただきたい。

事務局（企画課長）：

- ・改めて担当部局にそのご意見を報告し、再検討できないかという点について、事務局から担当部局に共有し、担当部局内でも検討を行った。しかし、前回の会議でお答えしたとおり、今回の総合計画に盛り込むのは難しいということで、現状の提案内容となっている。

委員：

- ・確か前回の都市計画マスタープランの改定の際にも同様の議論を申し上げたと思うが、総合計画がそのようになっていないということだった。特に表現が変わらなかったように感じており、今回変えないでいつ変えるのかという思いがある。
また、「課題」の部分だけでも記載できないのか。少なくとも「課題」として記載されていれば、次回の都市計画マスタープランの改定時や、別途都市計画審議会などで意見を申し上げることができると思う。以上、意見としてお伝えしておく。

事務局（企画課長）：

- ・都市計画マスタープランと総合計画は密接に関連している。特に、基本構想の部分において土地利用の基本方針が掲げられている点について、今回の中期基本計画の策定にあたっては、当

初の基本構想自体を変更せず、各施策の内容を修正する方向で進めている。しかし、基本構想を変更せず、土地利用の基本方針をそのままにした状態で各施策に盛り込むことが難しいとの判断があったと認識している。とはいえ、委員からの指摘を受け、再度その点について検討を行う必要があると考えている。課題の部分に関しては、何らかの形で反映できないかという点について改めて担当課に検討を依頼したい。

会長：

- ・中期基本計画における4年間は、何も行わないということではない。委員の指摘を受けながら、かなり踏み込んだ形で4年間取り組み、その結果を後期基本計画に適切に反映できるよう進めていく。計画に書かないから実施しないということではなく、現在はやや冒険的な部分もあるかもしれないが、何らかの形で実行に移していただき、その結果を後期基本計画に反映することを踏まえ、担当課にはその点について調整をお願いしたい。
- では、全体で3点の指摘をいただいたが、これをどのように修正するかについては、担当課との調整が必要となる。会長と事務局に一任させていただいてもよろしいか。

副会長：

- ・今回、会長と事務局で修正案を検討いただき、会長一任で進めることについて、異存はない。その前提で、パブリックコメントにかける案についてだが、原案として扱ってよいのか、それとも素案と呼ぶべきか、この点についても確認が必要である。
- また、今回のパブリックコメントにかける案は、審議会が作成したものではなく、事務局案をもとに諮問を受け、審議会での検討を行い、最終的に会長名で答申する形になる。その後、案をパブリックコメントにかけるという流れである。
- 審議会としては、ここまでが役割であり、その後、パブリックコメントを受けてどのような意見が出るかは分からないが、府の意見やパブリックコメントを受けて、市が最終的に判断し、公表していくことになる。言い換えれば、パブリックコメントの結果に対する審議会への意見は求められず、市が最終判断を下すという段取りで進めるという理解でよいのか。少し他と異なるシステムであるため、改めて確認させていただきたい。

事務局（企画課長）：

- ・副会長からご質問いただいたように、市民参画やパブリックコメントの実施方法については、市町村ごとに基本ルールが異なる場合もあり、また案件ごとに実施方法を変更することもある。本市の場合、基本的なルールとしては、審議会に諮問を行い、その中で素案を取りまとめていただく。その後、審議会から答申を受け、答申を最大限尊重した形で、最終的にパブリックコメントにかけることになる。なお、パブリックコメントの実施主体は市となる。
- したがって、総合計画審議会の役割としては、答申として市に素案を提供することまでであり、その後のパブリックコメントの実施や、パブリックコメントでいただいた意見への対応については、市で行うことが本市の基本的なルールである。

副会長：

- ・再確認させていただいた次第である。この総合計画の中間見直しの素案を作成した主体はどこになるのか。つまり、市が作成し、それを我々審議会委員が確認したという理解でよろしいか。

事務局（企画課長）：

- ・おっしゃるとおり、素案においても、作成主体は市である。したがって、総合計画審議会でご意見をいただきながら、市が作成したことになる。

会長：

- ・議会でも意見を伺うのか。議員の意見を反映するのか。

事務局（企画課長）：

- ・総合計画の中の基本構想については、地方自治法に基づき、議会の議決が必要である。しかし、この基本計画については議決事項ではないため、通例として、今回予定しているのは、年明けに開催される総務事業常任委員会において、パブリックコメントを実施することと併せて、この素案の概要について説明するという報告の形で進めることである。なお、その際、意見があっても、素案を修正することは予定していない。

会長：

- ・他市では、答申をまとめていたにもかかわらず、議会から意見が返ってきたため、特別委員会からの意見について再度審議会で最終決定を行うことになった。なぜ他市の対応状況を説明するかというと、議会との関係、パブリックコメントとの関係、そして審議会との関係など、様々な関係があるからである。したがって、我々審議会委員がどこまで何をすべきかについて、先ほど委員から確認をいただいたと思うが、あくまでも我々の役割は、どのように変えていくかという意見を申し上げ、最終案を作成することにある。

そのため、最終案を市長に答申し、その後はパブリックコメントにかけるなどの手続きを経て、そこで修正を行うのは我々の責任ではなく、事務局または市、市長の責任で行っていただくことになる。

以上の点を共有し、整理させていただいた次第である。

副会長：

- ・別の審議会に関わっているところでは、パブリックコメントを実施し、素案を作成して、答申する流れになっている。したがって、パブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて修正案を審議会で作成し、市に答申する形となる。答申するタイミングについてはこれでよいと思うが、手続きについて確認した次第である。

会長：

- ・そういう意味で、我々が答申した案から、パブリックコメントを経て、最終変更があるかもしれないということをお伝えしておく。それでは先ほど整理したように、今回の3つの意見を踏まえて、会長・事務局に一任させていただくこととする。

（疑義等なし）

それではそのような流れで対応させていただく。

(3) 答申(案)について

会長：

- ・資料2に基づいて、事務局より説明のあったとおりだが、答申は計画を進めていくため、留意点を書いている。内容について質問・意見等あるか。

委員：

- ・資料2の5番の(2)に該当するかどうか分からないが、次の件について説明をお願いしたい。これまで計画見直しを進めてきたが、その中で、実際の取組が記載されている際、良い内容が書かれているにもかかわらず、指標で測る際に適切な指標が設定されていないケースが多かった。この点についていくつか意見を出したが、事務局が担当課と調整した結果、採用されなかったり、今回はそのまま進めたりするという対応が多かった。

取組内容は、めざすべき姿や課題から導き出されたものであり、その内容が指標と整合性を持つことが重要である。指標が取組内容とずれていると、市民としてはその計画の意味が問われることになる。したがって、計画を作る意味がしっかりと反映されるよう、担当課にはその整合性を保って進めてほしい。

また、担当課との話し合いで、市民や関係者からの意見に対して「できない」と言われることが多かったが、その理由は理解できるものの、最上位にあるのは総合計画であり、担当課はその実行を担う立場にある。担当課の意見が強く反映されすぎている印象を受けた。市民としては、計画やビジョンに基づいて具体的な施策が進むことを期待している。

会長：

- ・課題を解決するためには、資料2の5番の(1)と(2)、特に(1)の最後の2行と(2)が連動していると思われる。この(1)最後の2行は、上に入れても下に入れても問題ないが、(1)は審議会の問題をまとめ、(2)は評価の問題をまとめているため、この順番となっている。

先ほどの話を聞いて言うならば、他市では既に実施されていることとして、総合計画審議会は継続しており、その主な目的の一つは、毎年年度評価を行うことにある。昨年度1年間において、総合計画に書かれた内容がどれだけ進捗したかを、担当課と審議会メンバーが評価するというものである。そこで、「頑張っていますね」や「成果が出ていませんね」といったやり取りができる。

このような評価の仕組みを取り入れることで、今話した内容はより反映できると考えている。そのため、まず市長にその考えを示してもらう必要がある。その上で、この答申の中で、審議会が望む内容を投げかけ、市長に理解を得てほしい。

総合計画審議会はこれで終了するのではなく、来年度以降は評価を行う立場に変わるという意味合いであることをご理解いただきたい。

委員：

- ・最初の1「ONE ACTIONのさらなる充実」という言葉について、キャッチコピーとしては良いが、ONE ACTIONの定義が不明確であり、何をしたいのかが全く分からない。内容が不明であり、外国語を使う場合にも、ONE ACTIONの言葉自体に意味がないため、一体何をしたいのかが読んだ人には伝わらない。わからないことを審議するのは難しく、曖昧なままで進めることは問題である。そのため、このONE ACTIONの定義を最初に明確に示してほしい。

事務局（企画課長）：

- ・ご指摘いただいた「ONE ACTION」についてであるが、この言葉は、将来ビジョンの部分で「時代の1歩先をゆくまち」というコンセプトに基づいており、現行の総合計画の基本構想の16ページから17ページにかけて本編に記載されている。特に17ページにおいて、その思いとめざすべき方向が示されている。そのため、「ONE ACTION」は決して曖昧な概念ではなく、基本構想に明確に記載されている。しかし、答申書だけを見た場合には「ONE ACTION」が何を意味するのか不明確であり、疑問を抱かれる方もいるだろう。ご指摘のとおり、その点について注釈を加えるなどの対応を検討する。なお、資料としては、資料1の10ページになる。

会長：

- ・私も一緒に作成したが、ここには2つの意味が込められていると思う。1つ目は、「時代の1歩先をゆくまち」というコンセプトに基づき、阪南市から先進的な取組をどんどん始めようという意味である。2つ目は、その取組を実現するためには、行政だけでなく、市民や事業者を含めて一歩踏み出す必要があるという意味である。これら2つの意味合いが「ONE ACTION、1歩先をゆくまち」という言葉に込められていると考える。ただし、なぜ最初にこれを加えたかという、書かれている内容自体は良いが、先ほど複数の委員からも指摘があったように、従来型の取組が多く、実際に最先端の取組ができているかどうかは疑問である。この4年間、ほとんどが他の市と横並びのような取り組みだった。そこで、すべての部署に対して「本当に最先端のことをやっているのか？」と再考を促すために、最初にこの言葉を入れたのである。そのため、各部署には「あなたの部署のONE ACTIONは何か？」と意識させるために、これを記載した。ご理解いただきたい。小さなアクションを積み重ねて進めていき、一歩先行くにつながるようにしていってほしいと思う。

委員：

- ・私も市役所と関わった経験があるが、やはり使われている言葉が理解しにくいと感じることが多い。例えば、スマートシティやラウンドテーブル、そしてONE ACTIONなどである。これらの言葉は、広報を読んでもあまり目立たず、記憶に残らなかった。そのため、これらの言葉が現場でどの程度理解されているのか、例えば中学校などでインタビューを行うなど、具体的な状況を知りたいと思っている。

また、ONE ACTIONが阪南市の指標や目標文言の一つとして存在していることを知り、驚いた。言葉が簡単でないと、住民に伝わりにくいと思う。私は日本語クラブに所属しており、言葉をどのように説明するかが重要だと感じている。したがって、誰でも理解できる、特に小学生でもわかるような言葉で表現することが重要であると考えている。

魅力的なまちをつくるためには、そのように簡単でわかりやすい言葉を使っていればと思う。

会長：

- ・概要版は策定するのか。

事務局（企画課長）：

- ・現時点では、概要版の策定について具体的な予定はない。その後、総合計画中期基本計画の広がりを見直し、検討を行う予定である。

会長：

- ・なぜお聞きしたかという点、外部向けにPRを行うのであれば、よりわかりやすいPR資料、たとえば封入冊子のような形で作成できるのではないかと考えたからである。そのため、同様にわかりやすく周知する手段についても検討していただければと思う。

参考として、私が館長を務める茨木の複合施設では、2つの大きな方針の一つとして「市民の夢や希望を共に実現する」ことを掲げている。具体的には、市民が「こんなことをやりたい」と考えたときには、まずは相談してほしいという呼びかけを行っている。難しいかもしれないが、一緒に考え、場合によってはパートナーを紹介したり、応援したりする体制を整えている。このように、小さな取組を仕掛け、着実に進めていくことで広がりを見せている。そのため、大きな変革をめざすのではなく、思いのある人々と協力し、少しずつ進めていくことが重要である。このような形でのサポートも参考にいただければと思う。

それでは、答申案の内容について、この内容でご了承いただけるのであれば、これを基に中期基本計画の本体をつけ、市長に答申を行いたいと考えている。よろしいか。

(疑義等なし)

それでは、この内容を市長に答申させていただく。

また、3つの修正があったが、それも含めて、どうなったかについては、答申書および本体を委員の皆さんに提供させていただく予定である。さらに、パブリックコメント案として、市ホームページ等で公表させていただく予定であるので、よろしく願いたい。

その他ご意見等あるか。

委員：

- ・先ほどから「いかにわかりやすくするか」という意見が出ているが、4年かけて進めるプロジェクトであれば、個人的には、概要版を作成することが良いのではないかと考える。また、SNSなどの情報発信ツールを活用して、言葉の意味を広めることも重要である。わかりやすくするためには、こうした取組が大切であると感じている。

委員：

- ・小中学生の意見が載せられており、それが非常にわかりやすかった。学校ごとに特徴があり、面白いと感じた。ただ、よくあることとして、市民や子どもたちを含めて計画を作成する際に意見を聞くことはあるが、その後、継続的にその意見を反映させていくことがなかなか難しいという点がある。今回、子どもたちの意見も載せられているが、その意見が市としてどのように反映されていくのか、特に継続して話し合いを行っていくことが重要だと感じている。市長が掲げる「子ども・子育てまんなかのまち」という理念のもとであれば、子どもたちの意見をしっかりと継続的に聞いていくことが大切である。

中学生が「私たちにできること」という形で意見を出してくれているが、子どもたちが自分たちにできることやめざすべきまちのイメージについて具体的に考えている点が重要である。それが現実に実現されれば、子どもたちの意識が育ち、シビックプライドも高まるだろう。だからこそ、単発で終わるのではなく、継続的な取り組みが必要である。

また、評価についても毎年実施することが重要であり、内部での評価だけでなく、外部の市民としても関与していくことが大切である。我々市民が作ったものが、市の職員と一緒にきちんと実行されているか、また職員・市民双方が困っていることを共有し、一緒に解決方法を考えていく場が必要である。そのような方向性で進められれば、より良い結果が生まれると考えている。

会長：

- ・総合計画にはすべての部署が関わっているが、ちなみに、茨木市では、市役所のすぐ近くに大阪府立茨木高校がある。この立地を活かし、頻繁に高校生と一緒に考える機会を設けている。例えば、今年の文化祭では、高校から逆提案を受け、市役所に1教室を使って展示をしてほしいとの話があった。こうした交流が進むことで、お互いに良い影響を与え合えればと思うし、そのような機会が増えていけば嬉しいと考えている。

委員：

- ・資料として資料1の108ページから110ページの小中学生と市長との意見交換は非常に良い内容である。1歩先をゆくまち、未来をつくるのは子どもたちである。子どもたちがこれからの未来をつくるので、子どもたちの意見が最も大切だと思う。これら資料の内容は公開されるのか、市ホームページ等で公開されているか確認したい。

事務局（企画課長）：

- ・総合計画中期基本計画策定に向けたパブリックコメントや、計画策定後も、108ページから110ページも、計画の一部として公表していくことになる。

会長：

- ・パブリックコメントはすべての市民が対象か。

事務局（企画課長）：

- ・そのとおり。年齢的な制限はない。

委員：

- ・小中学生の子どもたちからの意見として市長に伝えられた内容は、すべて公開されているのか。学校や保護者に対して、このような意見をどのように伝えているのか、確認したい。というのも、こうした取組が子どもたちに伝わることで、自分の意見を言うことができると感じる機会が増え、社会において「言っても無駄だ」という気持ちではなく、自分の夢を語れる阪南市であることが伝わると思う。これについては、どのように進められているのか。

事務局（企画課長）：

- ・現在、108ページから110ページの資料をご覧いただいているが、こちらの資料は、今回の総合計画を策定するにあたり、子どもの権利条例に基づき、子どもの参画を促進するために作成されたものである。子どもたちの意見を聞くということが重要であり、そのための取組が必要である。ただし、子どもたちの意見を聞く際に、単に「意見をください」というだけでは十分に

意見を集めることは難しい。そこで、事前に教育委員会、各学校と相談し、意見を聞くための方法を考えた。

中学校に関しては、意見を聞く場面をどう設けるかを教育委員会と調整し、小学校についても、年間の事業カリキュラムに影響を与えないように配慮した。急に学校に行って意見を聞くことはできないため、校長会にて説明・協力依頼を行い、希望を募った上で実施方法を決定した。

中学校については、生徒会が対象となり、小学校については6年生が対象となることが決まり、その点を教育委員会と調整し、進めることとなった。

具体的には、中学校の代表9名は生徒会の生徒を中心に、小学校については朝日小学校と上荘小学校の6年生を対象に、市長との意見交換を実施したという経緯である。

会長：

- ・先ほど、パブリックコメントに年齢制限があるかどうかについて確認させていただいたのは、先ほどの委員のお話とも関連している。茨木市では、文化・子育て複合施設の愛称「おにクル」という命名に関して、名称を提案し付けてくれたのは小学校1年生である。このように、年齢制限なく募集を行った結果、小学校1年生が命名者となった。

さらに、茨木市では商工会議所が2ヶ月に1度、いろんな方々との意見交換会を実施しているが、そこに小学校4年生が、お母さんと一緒に参加した事例がある。私はてっきりお母さんが子どもと一緒に参加するものだと思っていたが、実際には、小学4年生が自分からお母さんを引き連れて参加していたと聞いた。その小学生は、「私はまちづくりに関心があるので、このような会議に参加したい」と言っており、大人たちがその子どもに質問攻めをしていた。市の広報でその会議を知り、参加しようと思ったということであった。このように、子どもたちも意見交換の場に参加することに意欲を示していることから、今後はこうした機会をうまく活用し、子どもたちもどんどん参加できる場にしていくことが重要だと感じている。大人たちの意見交換の場に子どもたちが参加することが、より良いまちづくりにつながると期待している。そのため、既存の機会をうまく活用していただければと思う。

委員：

- ・パブリックコメントをどのように実施するのか。様々な意見を反映できるのか。

事務局（企画課長）：

- ・これまでも総合計画の策定を含め、各計画の策定において、パブリックコメントの実施によりご意見をいただいているところである。広くご意見をいただくためには、現状、ウェブサイトを含めた情報発信が、市としてはベストであると考えている。

会長：

- ・いろいろと検討いただければと思う。私は岸和田市の都市計画審議会に参加しているが、岸和田市の都市計画担当者は頑張っており、こうした意見を聞く際には必ず全市民を対象にした説明会を実施している。また、説明会を実施した内容をパブリックコメントとして反映させるという方針も採っており、参加が難しい方には動画配信を行っている。その結果、動画視聴数は1,000件を超えることもあり、視聴者数の把握も可能である。このように、さまざまな方法で市民の意見を集める工夫をしているため、いろいろな選択肢を検討していただければと思う。

また、視聴者数はカウントが難しい部分もあるが、動画であれば視聴数の確認ができるため、意見をもらわなくても、どれだけの方に見ていただいたかを把握することができる。このように、さまざまな工夫ができると考えている。

委員：

- ・総合計画の審議会について、また総合計画が進行中であることを知っている人は非常に少ないと感じている。私自身、参加していると言うと、周りからは「それって何？」という反応が多い。さっき言われたように、計画ができた際には公民館などに置かれると思うが、本当に多くの方がその存在を知らないと思う。ちょこんと入口に置かれているだけでは、ほとんど目に留まらないので、やはりこの計画が最上位の計画であることをもっと周知する方法が必要だと感じている。例えば、インスタグラムや広報誌に載せるなど、何らかの形で広めていくことが重要だと思う。もちろん、広報誌の掲載方法には微妙なところがあるかもしれないが、それでも載せなければ、さらに情報が届かないという感じがする。

また、せっかく小中学生の意見が載っているので、小中学生には必ず配布するべきだと思う。学校に1冊でも配って周知し、子どもたちにも目を通してもらい、パブリックコメントについても先生から伝えてもらうことが大切だと考える。

会長：

- ・他市の尼崎市はかなりいろいろと頑張っており、特に公募委員の方々が同じような問題意識を持っている。やはり、市民に見てもらわないと、私たちがこれだけしっかりと議論した意味がないという話が出てきた。たまたま映像制作会社の方もおられたので、デジタル紙芝居形式で、「これが実現すれば私たちの生活はこうなります」というような、わかりやすいコンテンツを作られた。そのコンテンツをYouTubeで配信することにした。このように、いろいろな方々にご協力いただきながら、できる範囲で頑張っていくことが重要だと考えており、そのような取り組みを進めていけたら嬉しい。

副会長：

- ・先ほどから手続きの話ばかりで恐縮だが、今回、3つの修正案が出され、会長と事務局でご相談いただいた後、パブリックコメントにかけていただくという流れをお聞きした。しかし、これはシステム上の話であり、個人的な希望になるが、パブリックコメント後に修正が出た場合、または府の調整がされることがあるのではないかと思う。パブリックコメント後の結果を、確認できる場を入れてもらえたらと思う。

事務局（企画課長）：

- ・パブリックコメントで出た意見に対する対応も含め、会長に報告し、また必要に応じて相談させていただく予定である。その後、結果については、事務局から各委員の皆さんにも報告することになるが、情報共有の一環として、こちらから情報提供させていただく予定である。

委員：

- ・現在、阪南市では、阪南アンバサダーとして、市に貢献したいと考える方々を募集している。このような方々に総合計画の推進のお手伝いや、何かできることをお願いする形で募集をかけ

ることは難しいか。

事務局（企画課長）：

- ・本市では、さまざまな特技や能力をお持ちの方々にご登録いただいております、これらの方々にご協力をお願いすることは可能である。ただし、市から完全にお仕事として依頼するのは難しいため、協力をお願いする際には、「ちょっとご協力いただけませんか」という形で呼びかけることになる。今後、適切な場面を捉えて、阪南アンバサダーの方々にご呼びかけを行う予定である。

会長：

- ・ちなみに、尼崎の事例についてだが、パブリックコメントを実施する前に行ったわけではなく、計画が完成した後、作成したことをどのように周知するかという点で工夫を重ねた。その結果、時間をかけながら進めることができたため、その点も考慮していただければと思う。今回資料の中期基本計画案は非常に分厚いものだが、各ページに「あなたの ONE ACTION」という空欄があるかと思う。ここに各自記入いただくことで、これが本当の意味で完成することになる。これを強調してPRしていただけるとありがたい。全てのページを読んでいただき、もし何かできることがあれば、「あなたの ONE ACTION」の欄に1行でも記入していただけるようお願いすることで、ワガゴトとして関わりを感じてもらえると思う。その結果、参加の割合も高くなることを期待している。ぜひ、そこについても工夫していただければと思う。

委員：

- ・ONE ACTIONの話があったが、市民全員に配るのか。

事務局（企画課長）：

- ・総合計画中期基本計画の配布については、配布という形は想定していない。データでの公開を予定している。

会長：

- ・参考に、奈良県橿原市では、バインダー方式を採用しており、各ページがバラバラにできるようになっている。そのため、必要な部分だけを持ち帰っていただくことができ、またその部分だけを変更することも可能となっている。このように、ページごとに取り扱うことができるため、この方法が有効かどうか、工夫の余地があるのではないかと思う。1冊全てを配布するのではなく、必要なページだけを持ち帰っていただくという方法も考えられるので、こうしたやり方も一つの提案として挙げておく。それでは、様々なご意見を賜ったので、事務局の方でも参考にいただき、より良い方法で進めていただければと思う。その他、皆さんの活動PRなどがあればお聞かせいただければと思う。

委員：

- ・私たちのNPO団体では、今回「子どもの権利条約」という冊子を作製した。この冊子は、日常の子供たちと大人とのやりとりを描いた4コマ漫画形式で構成されている。例えば、お母さんやお父さん、先生とのやりとりを通じて、大人に向けたメッセージを伝えている。冊子には、

大学の先生からのコメントも載せており、大人として大切なこと、子どもの権利を守る重要性について60例を挙げている。子どもの権利は私自身、人権意識に直結する命に関わる問題だと考えている。国におけるこども家庭庁の設立やこども基本法の制定は、こうした意識を反映したものだと思う。毎年更新される子どもの自殺者数や不登校数は非常に深刻で、例えば530人近い子供が自殺し、34万～35万人が不登校となっている。これらの問題の背景には、やはり人権意識が欠けていることがあると感じている。大人の言動や言葉によって子供たちが傷ついている現実を、大人がしっかり認識しなければならない。

今回、子どもの権利について強調したのは、すでに待ったなしの状況にあることを大人が認識し、子どもたちを守るためにどう行動すべきかを真剣に考えるべきだということである。大人自身も守られるべき存在であり、それを理解することが重要。この認識は、学校や家庭だけでなく、地域社会全体に広めていかなければならない。市としても、子どもたちを守るための施策を進め、地域全体で「住んでいてほっとする」「自分らしくいられる」環境を作ることが最終目標だと考えている。住んでいてよかったという市になってほしいので、皆さんで協力しながら、一緒に進めていきたいと思う。

委員：

- ・全く話が変わるが、少し相談させていただきたい。先日、商工会の展示会で総務省の方と話をしていた際に、原付免許と小型特殊免許について、ペーパー試験で取得できるという話が出た。現在、地方自治体においては、例えば自動車運転免許の試験場に行かずに取得できる方法があれば、原付免許も同様に、地方自治体で試験を実施できるようにできないかという提案を考えている。現状、特定原付が無免許で乗れる状態になっているため、原付免許をきちんと取得する方が、交通標識の理解を深め、安全運転が促進されると思う。市として、免許取得をサポートするような要請を上げることができればと思っている。例えば、教習所から委託を受けて取得できるようにする、あるいは手続きを簡素化するなどの方法である。免許試験場まで行かずに済むようにすれば、地方にいる方も負担が軽減され、免許取得が進むと思う。このような提案を市として行うことができるかどうか、ご意見をいただければと思う。

事務局（企画課長）：

- ・所管外になるので、ご意見として頂戴しておく。

(4) その他

事務局（企画課長）：

- ・それでは、事務局を代表してお礼の言葉を述べさせていただく。会長、副会長をはじめ、委員の皆様には、7月24日の第1回審議会から本日まで、長期間にわたり、総合計画中期基本計画の各施策についてご協力いただき、貴重なご意見を賜ったことに心より感謝申し上げます。また、皆様からいただいたご意見はしっかりと受け止め、今後の市政に反映できるよう引き続き全力で取り組んでいく所存である。本当にありがとうございました。

3. 閉会

以上